

市 塙 令和8年
4月号

発行者 茂木警察署
市塙駐在所
Tel 68-0131



駐在所だより

『春の交通安全県民総ぐるみ運動』

1 期間
令和8年4月6日（月）から15日（水）までの10日間

2 重点推進事項

☆ 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保

- 見守り活動等を通じて通学時間帯の安全を確保し、地域ぐるみでこどもの交通事故防止を図りましょう。
- 歩行者は、横断歩道外の横断や車両の直前直後横断の禁止等の法令を遵守するとともに、横断歩道を渡る・信号に従うといった基本的な交通ルールを守りましょう。

☆ 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の
安全運転意識の向上

- 運転中のスマートフォン等の通話や画像を注視することはとても危険です。ハンドルを握ったら、運転に集中してください。
- 車のドライバーは、横断歩道手前での減速義務や横断歩道等における歩行者優先義務など、法律上の義務を遵守しましょう。道路は「人優先」です。特に、横断歩道では歩行者が優先であることはマナーではなく、ルールであることを理解しましょう。
- 妨害運転の悪質性・危険性を認識し、「思いやり」や「ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心掛けましょう。

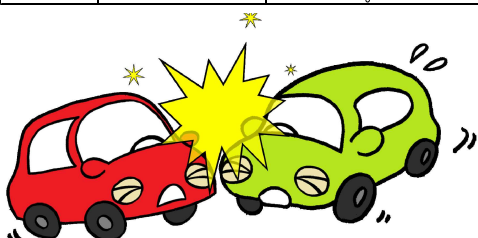
☆ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルール
の理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

- 全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されています。「自転車とヘルメットはワンセット」を合言葉に、ヘルメット必ずを着用しましょう。
着用と交通ルール遵守を徹底し、交通事故の防止に努めましょう。



3月中の市塙駐在所管内事件事故

事件	3月中2件	本年累計12件
事故	3月中8件	本年累計16件



重体事故発生！

3月中、市塙駐在所管内において重体事故が発生いたしました。
夕方時間帯に外出される方、なるべく目立つ服装や、反射材を装着して外出するよう心掛けましょう。

